

教職員こころの健康相談事業Q&A

Q1 この相談事業の対象者は誰ですか

A1

対象者は、次のとおりです。

- ① 公立学校共済組合愛媛支部の組合員
- ② 下記Q2のような症状や悩みを抱える組合員の家族（配偶者、父母及び血族の兄弟姉妹等）

Q2 どのような相談にのってもらえますか

A2

仕事や生活に関する不安、悩み、ストレス等、こころの健康に関するあらゆることについて相談ができます。

例えば、

睡眠に関すること

夜、なかなか寝付けない。
夜中に何度も目が覚める。
朝早く目が覚める。

体のこと

頭が重い。頭痛が続く。
疲れやすい。体がだるい。
胃の不快感がある。
原因不明の動悸や息切れがある。
便秘や下痢が続く。
性欲がない。食欲がない。

生活のこと

朝、仕事に行くのがおっくうだ。仕事に集中できない。
生きがいが感じられなくなった。
ひとりぼっちで寂しい。
おしゃれや着る物に関心がわかなくなった。
生活リズムが不規則になった。

こころの状態

イライラしたり、不安になったりする。
何をしても気が重い。
孤独感を感じ、寂しくなる。
ちょっとしたことで涙が出る。

人間関係

人の目や言動が気になる。
人と話すのがおっくうだ。
上司や同僚との人間関係がうまくいかない。



こころの健康の回復には、早期の対応が重要です。

上記のような症状・悩みで気になる方は、気軽にご利用ください。

また、教職員のこころの健康について、気になることがある時は、その家族や職場の管理職も利用することができます。

Q3 職場の管理職が、この相談事業を利用することはできますか

A3

この相談事業は、プライバシーに十分配慮したうえで、こころの健康管理のための早期発見・早期対応を目的に実施するものです。管理職は、所属する教職員が上記Q2のような症状・悩み・不安を抱えていると思われる場合に、早期に発見し、その対応や関わり方について専門医からアドバイスをもらいたい時などにこの相談事業を利用することができます。

ただし、病院で治療中の教職員の病状や状況確認のためにこの事業を利用することはできません。

Q4 私は、現在、この相談事業の指定医療機関に通院していますが、この相談事業を利用して、私の職場の上司や家族が、私の病状等を勝手に聞きに行くことがあるのですか

A4

いいえ、心配はありません。

医師には「守秘義務」がありますので、本人の了解なしに病状などを他人に漏らすことはありません。ただ、あなたの病状や状況等から、周囲の方（上司や家族等）に話した方がよいと医師が判断した場合には、必ずあなたに了解を取ったうえで対応されます。

Q5 この相談事業を利用すると、その指定医療機関からの事業報告などにより、職場や上司に私のことが知られてしまうのではないですか

A5

秘密は、必ず守られます。

この相談事業の報告等は、氏名等個人を特定する情報は含まれておりません。「相談記録表（様式1号）」は、あくまでも支払い用で、氏名等は削除されて教職員厚生室担当者（保健師）まで送付されてきますので、秘密は完全に守られます。安心してご利用ください。

Q6 料金はいくらかかりますか

A6

この事業を使つての相談は、無料です。（年間2回まで）

ただし、医師との相談の結果、治療（内服、カウンセリング、検査等）が必要となった場合は、その段階で当相談事業ではなくなりますので、医療費として支払いが必要になります。医療費は、ほとんどの医療機関が保険診療（3割負担）ですが、診療所のなかには自由診療（10割自己負担）を取り入れている所もありますので、治療方針や医療費について担当医師と納得がいくまで十分話し合うことが大切です。

Q7 この相談事業を利用できる心療内科・クリニックはどこですか

A7

県内12箇所の精神神経科診療所で利用できます。

住居地や職場に関係なくどこでも利用できます。相談時間は、それぞれの医療機関の診療時間内に実施されます。

Q8 この相談事業を利用したい時は、どのようにすればよいのですか

A8

〔教職員本人・管理職が利用する場合〕

相談したい医療機関を決める

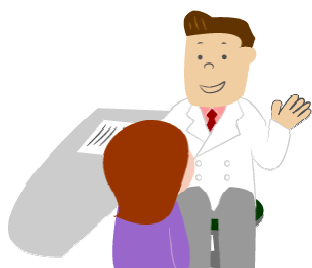
…「指定医療機関」一覧を参考に、相談したい医療機関を決めて、予約方法等を確認してください。

予約する

…電話などで予約する必要があります。その際、「公立学校共済組合愛媛支部の組合員です。教職員こころの健康相談を利用します。」と言ってください。

来院する

…①身分が確認できる「公立学校共済組合員証」を提示し、「教職員こころの健康相談を利用します。」と言ってください。
②当事業の支払いの関係で必要となりますので、「所属の別（県教育委員会事務局及び教育機関・県立学校・公立小中学校）」を教えてください。また、管理職の立場で相談事業を利用する場合は、その旨も教えてください。



注意

所属の管理職の立場で「教職員の〇〇さんの病状について教えて欲しい」という一方的な情報収集はできません。（本人の了解が必要です。）
教職員への声掛けの仕方や、関わり方などは相談できます。

〔教職員の家族（配偶者、父母及び血族の兄弟姉妹等）が利用する場合〕

相談したい医療機関を決める

…「指定医療機関」一覧を参考に、相談したい医療機関を決めて、予約方法等を確認してください。
「指定医療機関」一覧は、ご家族の教職員が市内LANで検索できます。ご家族の教職員に依頼するか、教職員厚生室へお問合せください。

予約する

…電話などで予約する必要があります。その際、「公立学校共済組合愛媛支部の組合員の家族です。教職員こころの健康相談を利用します。」と言ってください。

来院する

…①教職員との関係が確認できる「公立学校共済組合員証」を提示し、「教職員こころの健康相談を利用します。」と言ってください。ただし、被扶養者でない配偶者、父母及び血族の兄弟姉妹の場合は、運転免許証等を提示し、教職員との関係について医療機関に伝え、利用してください。
②当事業の支払いの関係で必要となりますので、「所属の別（県教育委員会事務局及び教育機関・県立学校・公立小中学校）」を教えてください。分からない場合は、医療機関で確認してくれます。



注意

家族の立場で「息子の〇〇の病状について教えて欲しい」という一方的な情報収集はできません。（息子さん本人の了解が必要です。）
息子さんへの声掛けの仕方や、関わり方などは相談できます。

Q9 この相談事業を利用する時のサービスはどのようなのですか

A9

教職員本人の場合は、年次有給休暇等のほか、職務に専念する義務の免除（職免）によることもできます。

また、管理職として相談事業を利用する場合は、職務扱いとなります。（Q3を参照）

Q10 この相談事業についての問い合わせはどこにすればよいのですか

A10

県教育委員会事務局 管理部 教育総務課 教職員厚生室 健康支援係



教職員厚生室代表……089-912-2915

ダイヤルイン……089-912-2916（係直通）

〔保健師が担当〕

